

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

第1条（目的）

この規程は、学校法人河合塾（以下「この法人」という）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- （4）役員及び評議員に対する報酬等とは、月俸・賞与・退職慰労金その他の役員及び評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には職員給与規程に基づくものを含まない。
- （5）費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費・宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
- （6）報酬委員会とは、役員の報酬等に関する諮問委員会で、この法人の外部理事を構成員とする。

第3条（報酬等の支給）

役員に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。なお、評議員については第6条の費用を除き無報酬とする。

- （1）常勤の役員 月俸、賞与、退職慰労金
- （2）非常勤の役員 月俸

第4条（報酬等の額の算定方法）

役員に対する報酬総額（月俸、賞与の年間総額）の上限額は345百万円とし、各役員の報酬総額は、その範囲内で、報酬委員会の諮問を踏まえて決定する。

2. 常勤の役員に対する退職慰労金は、別に定める規程により決定する。

第5条（報酬等の支給方法）

役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 月俸 毎月20日(支給日が土・日・祝祭日にあたる場合は、その前日以前の平日)
 - (2) 賞与 原則年2回とし、職員への支給日と同一日
 - (3) 退職慰労金 任期満了、辞任、死亡等による役員退任後2か月以内
2. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の申し出により本人指定の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった金額を控除して支給する。

第6条(費用)

役員及び評議員には、職務の執行に当たって発生する旅費(交通費・宿泊費等)につき、実費等を基準に支給する。

2. 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第7条(公表)

この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

第8条(補足)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第9条(改廃)

この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則 この規程は、2025年4月1日より施行する。この規程の施行にあわせ、2020年4月1日施行の役員報酬等の支給の基準は廃止する。